

労働賃金調査集計結果（埼玉県労務単価基準日：平成29年3月1日）

職種	埼玉県設計 労務単価	元請			1次			2次			3次			4次		
		対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%	対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%	対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%	対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%	対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%
01特殊作業員	21,300	12件	24,000 ～ 19,000	113% ～ 89%	12件	23,500 ～ 16,800	110% ～ 79%	2件	22,000 ～ 16,800	103% ～ 79%						
02普通作業員	18,900	18件	21,000 ～ 13,000	111% ～ 69%	18件	25,000 ～ 16,400	132% ～ 87%	3件	20,000 ～ 17,000	106% ～ 90%	1件	15,000	79%			
03軽作業員	13,600	5件	18,000 ～ 10,000	132% ～ 74%	3件	16,000 ～ 13,600	118% ～ 100%	1件	12,000	88%						
04造園工	19,200	1件	20,000	104%				1件	18,000	94%	1件	16,000	83%			
06とび工	25,300	1件	24,500	97%	3件	25,000 ～ 21,000	99% ～ 83%	2件	25,000 ～ 19,000	99% ～ 75%	1件	19,000	75%			
07石工	25,500							1件	25,000	98%	1件	22,000	86%			
08ブロック工	23,900				1件	20,000	84%									
09電工	21,500	2件	25,000 ～ 23,000	116% ～ 107%	3件	23,000 ～ 20,000	107% ～ 93%	2件	18,000 ～ 16,000	84% ～ 74%						
10鉄筋工	25,600				1件	19,500	76%	2件	19,300 ～ 19,000	75% ～ 74%						
11鉄骨工	23,800							1件	23,000	97%						
12塗装工	25,300	1件	24,000	95%	3件	24,000 ～ 20,500	95% ～ 81%	1件	19,000	75%						
13溶接工	26,900							1件	26,000	97%						
14運転手(特殊)	22,600	9件	24,000 ～ 20,000	106% ～ 88%	11件	24,000 ～ 16,985	106% ～ 75%	1件	18,200	81%	1件	23,500	104%			

労働賃金調査集計結果（埼玉県労務単価基準日：平成29年3月1日）

職種	埼玉県設計 労務単価	元請			1次			2次			3次			4次		
		対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%	対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%	対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%	対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%	対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%
42屋根ふき工	-							1件	26,000	-						
43内装工	26,500	1件	24,500	92%	3件	25,000 ～ 21,900	94% ～ 83%									
44ガラス工	23,600	1件	22,000	93%	1件	19,000	81%									
45建具工	-	1件	23,000	-	2件	22,000 ～ 21,000	- - -									
46ダクト工	20,700				1件	25,000	121%	1件	20,500	99%						
47保温工	21,000				1件	24,000	114%	1件	18,500	88%						
49設備機械工	21,300	1件	23,000	108%	1件	21,000	99%									
50交通誘導警備員A	13,000				6件	21,000 ～ 12,000	162% ～ 92%									
51交通誘導警備員B	11,500	2件	16,000 ～ 14,500	139% ～ 126%	20件	18,000 ～ 9,700	157% ～ 84%	1件	9,000	78%						

- ※ 労働賃金の調査対象工事のうち、令和元年度までに工期が終了した案件(27件)について集計を行った。
- ※ 元請及び1次～4次(以下)下請それぞれにおいて、職種ごとの最低賃金となる労働者の労働賃金を調査した。
- ※ 調査した労働賃金の最高値及び最低値と、埼玉県設計労務単価に対する割合を算出した(小数点以下四捨五入)。
- ※ 「42屋根ふき工」及び「45建具工」については、埼玉県労務単価が設定されていないため、「-」と表示している。